

改正派遣法に基づくマージン率について

公益財団法人
栃木県シルバー人材センター連合会

労働者派遣法23条第5条に基づき、令和5年度におけるマージン率を次のとおり公開いたします。

【マージン率の計算方法(小数点第2以下を四捨五入)】

$$\text{マージン率} = \frac{\text{派遣料金の平均額} - \text{派遣労働者の賃金の平均額}}{\text{派遣料金の平均額}}$$

派遣労働者の数	別添のとおり
派遣先の数	別添のとおり
マージン率	別添のとおり
労働者派遣料金	別添のとおり
派遣期間中の派遣労働者の賃金	別添のとおり
教育訓練等に関する事項	安全衛生教育・接遇
派遣法第30条の4第1項に基づく労使協定の締結の有無	無
待遇決定方式	派遣先均等・均衡方式
マージン率の内訳	労災保険料 年次有給休暇賃金 事業運営費

令和5年度 派遣事業におけるマージン率等について

事務所名	派遣労働者数	派遣先数	マージン率	労働者派遣料金	派遣労働者の賃金
単位	人	社	%	円	円
宇都宮市	70	31	22.8	11,714	9,038
足利市	69	26	23.8	10,315	7,863
栃木市	104	12	23.4	10,195	7,812
佐野市	110	52	23.9	10,474	7,974
鹿沼市	75	31	24.3	10,010	7,581
日光市	18	10	23.8	11,007	8,386
小山市	40	14	22.4	10,179	7,897
真岡市	35	10	22.0	11,085	8,648
大田原市	74	27	24.2	10,462	7,935
矢板市	25	6	23.2	10,793	8,293
那須塩原市	45	12	24.2	10,256	7,775
さくら市	20	3	24.2	9,863	7,477
那須烏山市	36	10	22.7	10,904	8,430
下野市	11	8	16.5	10,390	8,679
上三川町	20	8	24.2	10,021	7,597
益子町	26	6	24.0	10,231	7,775
茂木町	14	3	22.1	10,333	8,048
市貝町	25	6	22.7	10,148	7,843
芳賀町	66	29	23.4	11,002	8,423
壬生町	4	4	23.3	10,411	7,985
野木町	96	26	20.5	10,416	8,283
塩谷町	24	3	24.2	10,888	8,249
高根沢町	0	2	23.9	9,953	7,573
那須町	15	8	23.1	11,248	8,650
那珂川町	33	15	24.1	11,419	8,663
連合会	0	0	0.0	0	0